

■ 医療安全対策取組事項

当院では医療安全対策として、以下のような取組を行っています。

1. 医療安全感染管理部門の医療安全管理科に、専従の管理者を配置しています。
2. 医療安全に関する専門的な知識を持った医師、看護師、薬剤師、検査技師を中心とした医療医療安全管理委員会を月1回、医療安全カンファレンスを週1回開催して、医療安全対策の実施状況等を確認しています。
3. 医療安全管理委員会では医療事故防止のための具体策の作成及び定期的な点検と改善を行い、医療事故を防止しています。
4. 医療安全管理委員会が企画して、年に複数回全職員対象の医療安全対策研修会を開催し、自己研鑽に努めています。
5. 医療安全対策に関する最新の知見に基づいたマニュアルを作成し、全職員が遵守するように心がけています。
6. 医療事故情報の収集結果を院内広報などによりフィードバックを行い、医療安全の向上に努めています。

広島県厚生農業協同組合連合会
尾道総合病院 病院長